

## 岩手中部水道企業団給水タンク貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岩手中部水道企業団（以下「企業団」という。）が管理する給水タンクについて、北上市、花巻市及び紫波町（以下「構成市町」という。）の給水支援に貸出すことについて必要な事項を定めるものとする。

(給水タンクの仕様)

第2条 貸出可能な給水タンクは下記のとおりとする。

	容量	個数	材質	備考
1	1.0 m <sup>3</sup>	1基	SUS	
2	1.0 m <sup>3</sup>	1基	アルミニウム	
3	0.5 m <sup>3</sup>	1基	FRP	ポンプ付き
4	0.3 m <sup>3</sup>	1基	SUS	軽トラック積載可

(借受けることができる者)

第3条 給水タンクを借受けることができる者は、構成市町内の公共団体及び企業長が特に認める者とする。

(借受けの申請等)

第4条 給水タンクを借受けようとする者（以下「申請者」という。）は、岩手中部水道企業団給水タンク借受申請書（様式第1号）を企業長に提出しなければならない。

2 企業長は、前項の申請を受けたときは、これを審査し、貸出しを承認したときは、岩手中部水道企業団給水タンク貸出承認書（様式第2号）を申請者に交付する。

3 企業長は、前項の承認をするときに、第6条に規定する貸出しの条件のほか、申請内容に応じて条件を付することができる。

(貸出期間等)

第5条 貸出期間は、おおむね2週間以内とする。ただし、貸出期間が長期に渡る場合は別途協議するものとする。

2 貸出し及び返却の場所は、企業団が指定する場所とする。

(貸出し料)

第6条 給水タンクの貸出しに係る費用は徴収しない。

(貸出しの条件)

第7条 給水タンクの貸出承認を受けた者（以下「借受人」という。）は、水道法（昭和32年法律第177号）第4条に規定する水質基準に適合した水道水以外のものを、給水タンクに入れてはならない。

2 借受人は、貸出しの目的以外の目的に給水タンクを使用し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは貸与してはならない。

- 3 借受人は、借受けした給水タンクを企業団が使用する必要が生じた場合は、直ちに返却しなければならない。
- 4 給水タンクを運搬する車両は、借受人で用意しなければならない。
- 5 貸出期間中は、借受人において善良な注意をもって管理しなければならない。
- 6 給水タンクへの補水は、借受人で行わなければならない。
- 7 借受人が給水タンクを企業団に返却する際は、給水タンク内外を洗浄及び清掃した状態で、企業団の点検を受けなければならない。

(事故等の報告)

第8条 給水タンクの貸出期間中に事故が生じた場合、借受人は直ちに企業団に連絡した後、発生した内容について岩手中部水道企業団給水タンク事故報告書(様式第3号)を企業長に提出するとともに、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(賠償責任等)

第9条 借受人は、給水タンクを損傷し、又は滅失したときは、現状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

- 2 借受人は、給水タンクの貸出期間中に生じた事故により、第三者に損害を与えた場合、借受人がその賠償の責任を負わなければならない。
- 3 天災その他やむを得ない事情により企業団及び借受人のいずれの責によらない場合は、双方協議して定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月22日から施行する。